

# さくらこうとうがくえんせい と ころ え さいたま桜高等学園生徒心得

がっこうせいかつ ゆた みの ひとりひとり いしき たいせつ きりつ しゅう  
学校生活を豊かで実りあるものにするためには、一人一人の意識が大切です。また、規律ある集  
だんせいかつ おく うえ ひつよう たが きょうりよく たか あ きそく げんしゅ じゅうよう  
団生活を送る上で必要なこととして、互いに協力し高め合いながら規則を厳守することが重要で  
す。ここに掲げる事項は、そのための基本的な心得です。生徒は心得の実践に努め、互いに楽し  
がっこうせいかつ おく ころ  
い学校生活を送れるように心がけましょう。

## き ほんてき ころ え 1 基本的な心得

がっこうせいかつ じんかくけいせい かてい せいかつたいど じんかく ほんえい がっこうせいかつ じ こもくひょう  
学校生活は人格形成の過程であり、生活態度は人格が反映されます。学校生活に自己目標を  
さだ にちじょう じしゅてき じゅうじつ どりよく こうこうじだい しんしん はついく さか じ  
定め、日常を自主的に充実させる努力をしましょう。また、高校時代は心身ともに発育の盛んな時  
き ただ けんこうかん しんしん きた ころ  
期です。正しい健康観のもとに心身を鍛えるように心がけましょう。

### れい ぎ 1-1 礼儀

たが みと あ あいて そんなちよう ころ も じしゅてき ころ が  
**お互いを認め合い、相手を尊重する心を持って自主的なあいさつを心掛ける。**

- (1) さいたま桜高等学園の精神である「爽やかな前進、繰り返しによる自信、らしくする姿勢」を大切に、さいたま桜高等学園の生徒としての自覚と誇りを持って行動し、場面になかった礼儀作法を心がけましょう。
- (2) 挨拶、返事はさいたま桜高等学園の基本です。「明るく、いつでも、先に、続けて」実践しましょう。また、礼儀をわきまえた言葉づかいをし、聞き苦しい話題や表現は慎みましょう。
- (3) 授業には、謙虚な学習態度で臨みましょう。また、知性及び技術の向上に努め、自己の責任を果たし、集団の秩序を損なわないように心がけましょう。

## 1-2 公共物の使用

みずか あんしん あんぜん かんきょう つと  
**自らが安心・安全な環境づくりに努める。**

- (1) 校内で使用する物は、全て学校の備品です。大切に扱い、常に環境の美化に努めましょう。
- (2) 備品に落書きしたり、故意に壊したりすることを禁止します。
- (3) 使用していない教室や特別教室に無断で入室することを禁止します。
- (4) 危険防止のため、屋上に上がることを禁止します。
- (5) 節水、節電に努めましょう。
- (6) 自動販売機は、指定された時間に使用しましょう。

## 1-3 勤労と奉仕

はたら ちから み  
**働く力を身につける。**

- (1) 自ら勤勉・勤労する習慣を身につけましょう。
- (2) 常に大きな心で他に対して奉仕できる態度を養いましょう。

## 1-4 健康と安全

げんき い い せいかつ めざ どりよく  
**元気に生き生きとした生活を目指し、努力する。**

- (1) 自分の体をよく知り、よく鍛え、疾病に負けない強い身体づくりを目指すとともに、健康を保持・増進できるように努めましょう。
- (2) 安全に留意し、校舎内では「不必要な大声を出さない、走らない、座り込まない」の「3ない行動」を守りましょう。

## 2 校内生活の心得

生徒は、共に学校生活する人間として、互いの立場や人格を尊重し、礼儀や節度を失わず、思いやりを持って接していきましょう。また、社会生活に向けて秩序を守る態度を身につけるため、校内生活において節度ある行動や服装を各自が心がけ、注意し合い、規律ある校内環境づくりに努めていきましょう。

### 2-1 服装・頭髪

#### TPOに応じた生活を心掛ける。

(1) 制服、運動着、作業着は、指定された物を着用します。

(2) 夏服・冬服の着用期間及び着用時の注意は、以下のとおりです。

#### ① 夏服(上着)

・夏服の期間は、6月～9月の4ヶ月間です。

・男子は、白無地のワイシャツを着用し、その際、白地の肌着を着用します。

・女子は、白無地のブラウスを着用します。女子のみサマーベストの着用を許可しますが、色は白・黒・紺・グレーとします。サマーベストを着用しない場合は、白色系のキャミソールなどの肌着を着用します。

・男女ともにワイシャツ・ブラウスのボタンは、第1ボタンのみはずしてよいこととします。第2ボタン以降をはずすことは禁止します。

・ネクタイ・リボンは、儀式的行事、全校生徒指導集会、実習等の面接などの指定された日以外は、着用しなくてもよいこととします。

#### ② 冬服(上着)

・冬服の期間は、10月～5月の8ヶ月間です。

・男子は、長袖ワイシャツにネクタイを着用し、ブレザーとします。

・女子は、長袖ブラウスにリボン(ネクタイも可)を着用し、ブレザー(またはベストとの合着)とします。

・校章は、ブレザーの指定された部位につけましょう。

③ 夏服、冬服の併用期間(上着)

・併用期間は、5月1日～5月31日、10月1日～10月31日です。

・併用期間内は、校内でのみクールビズ対応とします。

・登下校時は、男子はネクタイ、女子はリボン(ネクタイも可)を着用します。

ブレザーは着用しなくても構いませんが、鞆に入れるか手に持って登下校しましょう。

・併用期間中、儀式的行事や全校生徒指導集会等、指定された日は、ネクタイ・リボンを着用しましょう。

④ 男子のスラックス

・男子はスラックスを着用し、その際、黒色のベルトを着用します。

・スラックスの丈は、くるぶしが隠れる程度とします。

・ベルトは、金具の装飾があるものは禁止します。

⑤ 女子のスカート(またはスラックス)

・女子はスカートを着用します。

・スカートの丈は、膝が隠れる程度とします。

・女子がネクタイ・スラックス着用を希望する場合は、学校に申し出をし、許可を得てから着用しましょう。無許可で着用することは禁止します。

・女子がスラックスを着用する場合は、男子同様にベルトを着用します。

⑥ 儀式的行事の服装

・男子は上着・ネクタイ・ワイシャツ・スラックス・名札を着用します。

・女子は上着・リボン・ブラウス・スカート・名札を着用します。

・校長が特別に認めた場合は、上記の限りではありません。

(3) 防寒着(コート・オーバー・セーター)

① 防寒着(コート、オーバー、セーター)は、華美でない物(黒・紺・グレー・ベージュ等)とします。パーカーは、禁止とします。

また、セーターの形はVネックの長袖とし、襟付きのものは禁止とします。あわせて着丈や袖丈が長いものは禁止とします。めやすとして着丈はブレザーを着た時に見えない程度とします。袖丈は手首が見える丈とします。

② 女子の防寒を目的としたタイツ・ストッキングの着用は、無地かつ、色を華美にならない物(黒・紺・ベージュ等)とします。

#### (4) 靴・靴下等

- ① 登下校時に履く靴は、革靴・運動靴どちらでもよいこととします。ただし、就職活動をする上で恥ずかしくない落ち着いたデザインを選びましょう。
- ② 登下校時に履く運動靴と体育授業や部活動で使用する運動靴は別にしましょう。
- ③ 靴下は、黒・紺・グレー・白とし、くるぶしが隠れる長さとし、くるぶしソックスなど就職活動にふさわしくない形状のものを履くことは避けましょう。

#### (5) 頭髪

- ① 頭髪は、清潔感のあるものとし、脱色・染色・パーマなどは禁止とします。
- ② 女子の髪どめは、髪ゴムとし、華美でない色(黒・紺・茶等)とします。

#### (6) 名札

- ① 名札は、儀式的行事で身につけ、校外でははずすこととします。

### 2-2 登下校

**時間を守り、マナーをわきまえた行動を取る。**

- (1) 生徒玄関の開錠時刻は、7時30分とします。
- (2) 予鈴時刻(8時30分)までに登校し、8時30分から8時40分までは自教室で待機し、授業に臨む準備を行いましょう。8時40分以降の登校は遅刻となります。
- (3) 自転車通学を希望する者は、所定の手続きをとり、安全に留意して通学しましょう。(別紙資料1) 自転車通学生徒は、校内の指定された駐輪場を利用してください。
- (4) 登下校中は、さいたま桜高等学園の生徒としての自覚を持ち、公共のマナーを守って行動しましょう。
- (5) 登校時刻から下校するまでの時間内は、外出を認められません。やむを得ない事情により外出する場合は、教師の許可を得て同伴してもらいましょう。
- (6) 放課後は15時40分とします。なお、部活動等の活動終了後、15分以内をめやすに速やかに下校しましょう。
- (7) 部活動、補習等を除いて、休日の登校は認められません。
- (8) 携帯電話使用心得(別紙資料2)やバス通学についての心得(別紙資料7)に反する行為をしない。

## 2-3 携帯電話けいたいでんわ

校内こうないでは携帯電話けいたいでんわを使用しようしない。

- (1) 携帯電話けいたいでんわは、校内こうないでの使用しようを原則げんそくとして禁止きんしします。
- (2) 「さいたま桜携帯電話使用心得さくらけいたいでんわ しようこころえ」(別紙資料2)を遵守べっし しりようして使用しようしましょう。違反いはんした場合は4-3に習ならい、預あずかり指導しどうとなり、4-4に習ならい、特別指導とくべつしどう たいしようの対象たいしょうとなります。

## 2-4 清掃せいそう

すす び か かつどう つと  
進すすんで美化活動びか かつどうに努つとめる。

- (1) 校舎内外こうしゃないがいの清掃せいそうは、原則げんそくとして月げつ・水すい・金きんに行おこないます。また、長期休業ちよう ききゆうぎようの前後ぜんごに大掃除おおそうじを行おこないます。
- (2) 清掃せいそうは、各区域担当かくくいきたんどうの班はんが、責任せきにんを持もって行おこないましょう。
- (3) 清掃用具せいそうようぐは、常つねに所定しよていの場所ばしよに整理整頓せいりせいとんして保管ほかんしましょう。

## 2-5 所持品管理しよじひんかんり

じ こ かんり てってい  
自己管理じこかんりを徹底てっていする。

- (1) 所持品しよじひんは記名きめいの上うえ、更衣室こういしつのロッカーしよう などを使用かんりする等じゆうぶんちゆうい、その管理かんりには十分注意じゆうぶんちゆういしましょう。
- (2) 更衣室こういしつのロッカーキーなには、キーホルダーこころをつけるなどし、無くさないよう心がけかぎましょう。鍵かぎを紛失ふんしつした場合は、鍵かぎの交換こうかんを行おこなうため、代金だいきんを徴収ちようしゆうします。
- (3) 不必要ふひつような金銭きんせんや貴重品きちようひん、学習がくしゆうに関係かんけいない雑誌ざっし・玩具がんぐ、化粧品けしやうひん、ピアスとう・ネックレス等の装飾品そうしよくひんの携帯けいたい及び使用およを禁止しよう きんしします。万が一まん いち、所持しよじ・使用しようがあつた場合は、4-3に習ならい、預あずかり指導しどうとなります。
- (4) 教室きやうしつに設置せつちされたTV・DVDプレーヤー・CDラジカセじゆぎようは、授業しようのみでの使用きやういんとします。教員きやういんの許可きよかなく、持ち出もちだしや使用しようすることは禁止きんしとします。
- (5) 教員きやういんの許可きよかなく、他教室ほかきやうしつへの出入でいりをしてはいけません。

## 2-6 生徒会

生徒自らが進んで集団づくりに参加する。

- (1) 生徒会は生徒会規約(別紙資料6)にそって実施します。

## 2-7 部活動

自主的・積極的な活動を通して心身の成長を図る。

- (1) 部活動は、学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性と社会性を育成する場とします。
- (2) 部活動に関する詳細は、「さいたま桜高等学園部活動規約」(別紙資料3)にそって実施します。
- (3) 部活動は、原則として全員参加とします。体調不良や家庭の都合等で部活動を欠席する場合は、その旨を部活動顧問に連絡し、許可を得てください。

### 3 校外生活の心得

在学中は学業に専念し、学生生活の本分を見失わないように注意しましょう。そのために、校外生活においても、規則正しい生活や安全な登下校を心がけ、学校生活を充実したものにしよう努めましょう。また、余暇活動においても休養と趣味の時間をバランスよく考え、張りのある生活基盤づくりを心がけましょう。

#### 3-1 放課後

下校時刻を守り、帰宅後も学生であることを心得て生活する。

(1) 放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅しましょう。

(2) 夜9時までには必ず帰宅しましょう。

※ 青少年保護法により、夜9時以降、生徒のみでの外出は警察の補導対象となります。

#### 3-2 余暇活動

時間を無駄にせず、計画的な休日を過ごす様に心掛ける。

(1) 長期休業中は、休み前に出された注意事項を守って生活しましょう。

(2) 墮落した生活を避け、自己の研鑽に努めましょう。

(3) 週休日に専科や部活動の行事がある時は積極的に参加しましょう。家庭の事情や体調不良等で参加できない場合は、担当の教員に事前に連絡・相談をしてください。



## 4 禁止事項

桜高等学園の生徒としての自覚と誇りを持ち、規則の意義を理解し厳守するとともに、権利を尊重し、責任を確実に果たす努力をしましょう。また、道徳心及び相互協力の自覚を高め、正義と倫理を重んじ、差別や偏見のない誠実で真心溢れる校風を確立し、校内の秩序や規律を互いに大切に、高め合うよう心掛けましょう。

やるべきことと悪いことのけじめをつける。

### 4-1 アルバイト

(1) アルバイトは原則として禁止とします。

(2) 生活困窮等、やむを得ない事情によりアルバイトを希望する場合は、予め担任に相談の上、所定の手続きをとってください。(別紙資料4)

### 4-2 自動車等の運転免許

(1) 自動車等の運転免許の取得は、原則として禁止とします。

(2) 就職内定後、就職先から運転免許を取得するように指示があった場合は、担任に相談の上、所定の手続きをとってください。(別紙資料5)

### 4-3 預かり指導について

(1) 学校生活に不必要なものを携帯・使用していた場合は、自己管理ができないものと見なし、預かり指導となります。

(2) 預かり指導したものは、原則として保護者同伴のもとで返却します。

### 4-4 特別指導

上記に掲げた心得を著しく反する行為を行った場合や下記に挙げられている項目に該当する行為が行われた場合、特別指導を実施します。

- 異装・染髪、授業離脱、授業妨害、窃盗、万引き、器物破損(落書き含む)、いじめ、対人暴力、飲酒、喫煙、不純異性交遊、金銭の貸し借り、深夜徘徊、無断外泊、携帯電話トラブル、その他犯罪行為全般